

資料 3-1 「核燃料物質の使用等に関する規則の概要」

(配付資料 1 7 ページ)

誤	正	変更点																																																																		
<p>核燃料物質の使用等に関する規則の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>見出し</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条第2項第9号</td> <td>設計想定事象</td> <td>設計で想定した自然現象、火災などの事象</td> </tr> <tr> <td>第2条の2</td> <td>使用前検査の実施</td> <td>今後は使用者自らが実施する検査を規定</td> </tr> <tr> <td>第2条の5(廃止)</td> <td>工事の技術上の基準</td> <td>別途、基準規則として制定したため削除</td> </tr> <tr> <td>第2条の11</td> <td>記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同条第1号</td> <td>施設管理に係る記録</td> <td>・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。</td> </tr> <tr> <td>同条第6号</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>作成後、3年保存。</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の3</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の7</td> <td>使用施設等の施設管理</td> <td>設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の8</td> <td>設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置</td> <td>許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の9</td> <td>廃止措置計画の認可の申請</td> <td>廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。</td> </tr> </tbody> </table>	条項	見出し	内容	第1条第2項第9号	設計想定事象	設計で想定した自然現象、火災などの事象	第2条の2	使用前検査の実施	今後は使用者自らが実施する検査を規定	第2条の5(廃止)	工事の技術上の基準	別途、基準規則として制定したため削除	第2条の11	記録		同条第1号	施設管理に係る記録	・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。	同条第6号	品質マネジメントシステム	作成後、3年保存。	第2条の11の3	品質マネジメントシステム	品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。	第2条の11の7	使用施設等の施設管理	設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理	第2条の11の8	設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置	許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全	第2条の11の9	廃止措置計画の認可の申請	廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。	<p>核燃料物質の使用等に関する規則の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>見出し</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条第2項第9号</td> <td>設計想定事象</td> <td>設計で想定した自然現象、火災などの事象</td> </tr> <tr> <td>第2条の2</td> <td>使用前検査の実施</td> <td>今後は使用者自らが実施する検査を規定</td> </tr> <tr> <td>第2条の5(廃止)</td> <td>工事の技術上の基準</td> <td>別途、基準規則として制定したため削除</td> </tr> <tr> <td>第2条の11</td> <td>記録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同条第1号</td> <td>施設管理に係る記録</td> <td>・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。</td> </tr> <tr> <td>同条第6号</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>作成後、3年保存。</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の3</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の7</td> <td>使用施設等の施設管理</td> <td>設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理</td> </tr> <tr> <td>第2条の11の8</td> <td>設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置</td> <td>許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全</td> </tr> <tr> <td>第6条の3</td> <td>廃止措置計画の認可の申請</td> <td>廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。</td> </tr> </tbody> </table>	条項	見出し	内容	第1条第2項第9号	設計想定事象	設計で想定した自然現象、火災などの事象	第2条の2	使用前検査の実施	今後は使用者自らが実施する検査を規定	第2条の5(廃止)	工事の技術上の基準	別途、基準規則として制定したため削除	第2条の11	記録		同条第1号	施設管理に係る記録	・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。	同条第6号	品質マネジメントシステム	作成後、3年保存。	第2条の11の3	品質マネジメントシステム	品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。	第2条の11の7	使用施設等の施設管理	設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理	第2条の11の8	設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置	許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全	第6条の3	廃止措置計画の認可の申請	廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。	<p>廃止措置計画の認可の申請に係る条項を第2条の11の9から第6条の3に変更。</p>
条項	見出し	内容																																																																		
第1条第2項第9号	設計想定事象	設計で想定した自然現象、火災などの事象																																																																		
第2条の2	使用前検査の実施	今後は使用者自らが実施する検査を規定																																																																		
第2条の5(廃止)	工事の技術上の基準	別途、基準規則として制定したため削除																																																																		
第2条の11	記録																																																																			
同条第1号	施設管理に係る記録	・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。																																																																		
同条第6号	品質マネジメントシステム	作成後、3年保存。																																																																		
第2条の11の3	品質マネジメントシステム	品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。																																																																		
第2条の11の7	使用施設等の施設管理	設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理																																																																		
第2条の11の8	設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置	許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全																																																																		
第2条の11の9	廃止措置計画の認可の申請	廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。																																																																		
条項	見出し	内容																																																																		
第1条第2項第9号	設計想定事象	設計で想定した自然現象、火災などの事象																																																																		
第2条の2	使用前検査の実施	今後は使用者自らが実施する検査を規定																																																																		
第2条の5(廃止)	工事の技術上の基準	別途、基準規則として制定したため削除																																																																		
第2条の11	記録																																																																			
同条第1号	施設管理に係る記録	・施設管理の実施状況、その担当者 ・施設管理方針、目標、評価の結果など ・使用施設の解体、廃棄後5年保存。																																																																		
同条第6号	品質マネジメントシステム	作成後、3年保存。																																																																		
第2条の11の3	品質マネジメントシステム	品質基準規則第54条第1項第1号に掲げる措置を実施。																																																																		
第2条の11の7	使用施設等の施設管理	設計に記載した核燃料物質の保管等を行っている施設の管理																																																																		
第2条の11の8	設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置	許可で想定した自然現象、火災などに対する施設の保全																																																																		
第6条の3	廃止措置計画の認可の申請	廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等を「性能維持施設」と表記することとなった。																																																																		

資料 3 - 4 「使用者（令第 41 条非該当） 設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置について」  
 (配付資料 7 9 ページ)

誤	正	変更点
<p style="text-align: center;"><b>背景</b></p> <p><u>2021年度</u>より施行される「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下、使用規則という。)において、新たに「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」を求めることから、その内容を説明する。</p> <p style="text-align: right;">2</p>	<p style="text-align: center;"><b>背景</b></p> <p><u>2020年度</u>より施行される「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下、使用規則という。)において、新たに「設計想定事象に係る使用施設等の保全に関する措置」を求めることから、その内容を説明する。</p>	<p>下線部について、2021 年度を 2020 年度に変更。</p>

資料 3-8 「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の様式例」における説明者の発言の訂正  
 (配付資料 161～162 ページについての説明者の発言)

誤	正	変更点
<p>加えて、これから説明させていただく今回の法改正に伴いまして、許可の届出の説明を今からさせていただきますが、これは非該当使用者 <u>も核原料使用者も共通</u> に必要な手続きになりますので、こちらについて今からご説明をいたします。</p>	<p>加えて、これから説明させていただく今回の法改正に伴いまして、許可の届出の説明を今からさせていただきますが、これは非該当使用者に必要な手続きになりますので、こちらについて今からご説明をいたします。</p>	<p>使用許可の届出は非該当使用者のみに要求されることから、下線部を訂正。</p>